

空き家改修支援事業補助金について

(1) 家財処分補助

【補助要件・対象者】

自己の所有する空き家を、由布市定住促進住宅情報登録制度「空き家バンク」へ登録した（又は登録する）所有者

※ただし令和4年4月1日以降の登録（予定）の物件

【補助額】

全額補助（上限10万円）

【提出書類】

（申請時）

- ・ 交付申請書（様式第1号）
- ・ 事業計画書（様式第2号）
- ・ 収支予算書（様式第3号）
- ・ 見積書
- ・ 振込先口座
- ・ 写真（施行前）

（実績時）

- ・ 実績報告書（様式第8号）
- ・ 事業実績書（様式第2号）
- ・ 収支精算書（様式第3号）
- ・ 領収書
- ・ 写真（施行後）

(2) 改修補助

【補助対象者】

空き家バンクで契約が成立した物件の所有者または利用者

【補助要件】

- ①利用者等が定住することを誓約できること
- ②所有者と利用者が契約締結済みであること
- ③賃借人が住宅の改修を行う場合は改修に対する所有者等の承諾、賃借期間終了後の原状回復義務の免除及び買取請求権を放棄していること
- ④補助金の交付年度内に完了すること など

【補助額・補助率】

（基本額）

- ・ 改修に係る費用の1/2（50%）
（売買物件の場合は上限100万円、賃貸物件の場合は上限50万円）

（加算①）

空き家の所在地が由布市内の過疎・辺地地域（※）で、前年度所得が1,000万円以下の方
基本額の補助率に+25%加算（上限50万円）

※過疎地域・・・過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項に基づき、本市が定めた計画の地域

※辺地地域・・・辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条に基づき、本市が定めた計画の地域

（加算②）

加算①の対象者で世帯に中学生以下（15歳未満）の子供が1人以上いる方
基本額と加算①の補助率に+15%加算（上限30万円）

【提出書類】

（申請時）

- ・ 交付申請書（様式第1号）
- ・ 事業計画書（様式第2号）
- ・ 収支予算書（様式第3号）
- ・ 承諾書（様式第4号）
- ・ 契約書
- ・ 見積書
- ・ 振込先口座
- ・ 写真（施行前）
- ・ 前年度の所得証明書（※加算要件の対象者のみ）

（実績時）

- ・ 実績報告書（様式第8号）
- ・ 事業実績書（様式第2号）
- ・ 収支精算書（様式第3号）
- ・ 領収書
- ・ 写真（施行後）
- ・ 住民票（利用者のみ）